

①不妊治療と仕事の両立のために
②使用者による障害者虐待をなくしましょう



発信者 雇用環境・均等室

パートタイム・有期雇用労働法キャラクター
「パユウちゃん ぐんまver.」

- 群馬労働局の取組をトピックスで紹介します。お役立ち情報を載せておりますので、ぜひ貴法人・機関、会員の皆様にもご活用いただけるようお願いいたします。この情報は群馬労働局HP（新着情報）にも掲載しています。
- ご不明な点は、雇用環境・均等室までお問い合わせください。（027-896-4739）

①不妊治療と仕事の両立のために

令和6年度
「不妊治療と仕事との両立支援
担当者等向け研修会」を
視聴してみませんか!!
(オンデマンド・無料)

詳細・申込はこち
<https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

なぜ、両立支援が必要なのでしょうか

○不妊治療を経験した方のうち**26.1%**の方が、不妊治療と仕事を両立できずに離職したり、雇用形態を変えたり、不妊治療をやめたりしています。

○両立に困難を感じる理由には、**通院回数の多さ、精神面での負担の大きさ、通院と仕事の日程調整の難しさ**があります。

○労働者の中には、**治療を受けていることを職場に知られたくない方もいます**。職場内では、**不妊治療についての認識があまり浸透していないこともあります**。

企業には、不妊治療を受けながら安心して働き続けられる職場環境の整備が求められています。

厚生労働省

本事業は、厚生労働省からの委託により有限責任監査法人トーマツが実施します

「より、働きやすい社会になりますように。
仕事の現場のサポート体制が
整いますように、願います。」

『胚培養士ミズイロ』おかざき真理／小学館

～不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくり～
研修会開催のご案内

2024年9月24日(火)～2025年3月14日(金) 申込み <https://www.funin-ryoritsu.mhlw.go.jp/>

WEB配信
視聴無料

不妊治療と仕事との両立支援担当者等向け研修会

前期 (9月24日～配信) ～制度等を中心に～

講演1 『不妊治療と仕事との両立についての現状と国の施策』 ～ 行政の視点 ～
厚生労働省 雇用環境・均等局 雇用機会均等課 講長 岡野 智晃

講演2 『就労者の不妊治療とその支援・環境づくりの重要性』 ～ 産婦人科医の視点 ～
公益社団法人日本産婦人科医会 帝京大学ちはば総合医療センター産婦人科 教授 五十嵐 敏雄 氏

講演3 『労働者の不妊治療と仕事との両立に向けて
～令和5年度版「不妊治療を受けながら働き続けられる職場づくりのためのマニュアル」、
「不妊治療と仕事との両立サポートハンドブック」を通じ、社会保険労務士の視点から～』
福島通子社会保険労務士事務所 特定社会保険労務士 福島 通子 氏

後期 (10月21日～配信) ～事例等を中心に～

講演4 『不妊治療と仕事の両立』 ～ 助産師・看護師・保健師の視点 ～
順天堂大学 保健看護学部看護学科 母性看護領域 教授 西岡 笑子 氏

講演5 『女性の健康課題と不妊治療への取組みについて』 ～ 企業の視点 ～
株式会社大和証券グループ本社 人事部 健康経営推進課長 兼 給与・厚生課長 担当部長
株式会社大和証券ビジネスセンター グループ人事事業部長 安藤 宜弘 氏

講演6 『不妊治療と仕事との両立体験談』 ～ 労働者の視点 ～
不妊治療と仕事を両立した労働者の方

【お問い合わせ】不妊治療と仕事との両立に関する研修会事務局 info_otoiawase@tohmatsu.co.jp

②使用者による障害者虐待をなくしましよう

「障害者虐待防止法」をご存じですか

「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下「障害者虐待防止法」）が平成24年10月1日に施行されました。この法律は、障害者の尊厳を守り、自立や社会参加の妨げとならないよう、虐待を禁止するとともに、その予防と早期発見のための取組や、障害者を現に養護する人（養護者）に対して支援措置を講じることなどを定めたものです。



「使用者による障害者虐待」とは



法律では、「養護者による障害者虐待」「障害者福祉施設従事者等による障害者虐待」「使用者による障害者虐待」の3つについて、それぞれの防止等を規定しています。

「使用者」とは、障害者を雇用する事業主または事業の経営担当者その他その事業の労働者に関する事項について事業主のために行為をする者（工場長、労務管理者、人事担当者など）をいいます。使用者が事業所で使用する障害者について行う、次のような行為（※）を「使用者による障害者虐待」と定義しています。

※①身体的虐待、②性的虐待、③心理的虐待、④放置等による虐待、⑤経済的虐待

事業主の責務

障害者虐待防止法では、以下のとおり、事業主の責務が定められています。

1 障害者虐待の防止のための措置

障害者を雇用する事業主は、障害者虐待を防止するため（1）（2）のような措置を講じることが必要です。

（1）労働者に対する研修の実施

障害者虐待を防止するためには、障害者的人権についての理解を深め、障害の特性に配慮した接し方や仕事の考え方などを学ぶことが大切です。

障害者虐待の防止に向けて、労働者に対する研修を実施する、労務管理担当者を各種研修会へ参加させるなどの取組を行いましょう。加えて、職場内で率直に意見交換できるような環境を作ることも重要です。

（2）障害者や家族からの苦情処理体制の整備

雇用する障害者やその家族からの相談、苦情などに対応するための相談窓口を開設し、その周知を図ることが重要です。

2 不利益取扱いの禁止

事業主は、労働者が通報や届出をしたことを理由に、その労働者に対して、解雇その他不利益な取扱いをしてはなりません。



障害者虐待防止のためには、国民一人ひとりがその責務を果たす
ことが重要です！

<群馬労働局の取組 トピックスコーナー>

https://jsite.mhlw.go.jp/gunma-roudoukyoku/hourei_seido_tetsuzuki/koyou_kintou/topics.html



トピックスのバックナンバーは
HPを見てね！

